

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案について

1. 背景

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定により土地区画整理事業を施行する都道府県、市町村、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社に置かれる土地区画整理審議会の委員については、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号。以下「令」という。）の規定に基づき選挙が実施される
ところ、令の規定により、当該選挙における候補者、当選人、令第 35 条第 7 項の規定により当選を承諾したものとみなされた者及び同条第 8 項の規定により当選人と定めた者（以下「候補者等」という。）の住所が公告されることとなっている。

令和 7 年地方分権改革に関する提案募集において、京都市等から、個人情報保護の観点から、当該選挙における当選人の住所の公告を廃止する旨の提案があり、全国知事会からも、提案の趣旨を考慮した積極的な検討が求められたところ。

個人を峻別可能な情報として必要な範囲を公告することで候補者等を峻別可能な形で周知するという制度趣旨及び当該提案を踏まえ、必要な場合には公告内容において候補者等の個人の住所を特定できないようにすることで、個人の安全を確保し、事業の適切な施行を図る必要がある。

2. 概要

土地区画整理審議会の委員の選挙における候補者等の住所に係る以下の公告については、住所の全部の公告に支障がある場合、住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとする。

- ・ 候補者の氏名及び住所の公告（令第 24 条第 5 項）
- ・ 当選人の氏名及び住所の公告（令第 35 条第 5 項）
- ・ 当選を承諾したものとみなされた者及び当選人と定めた者の氏名及び住所の公告（令第 35 条第 10 項）

3. 今後のスケジュール（予定）

閣 議：令和 8 年 9 月

施 行：令和 8 年 10 月 1 日